

移転提案に関する検討シート（国民生活センター 相模原事務所）

	神奈川県の見解
<p>検討対象機関の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活センターは、国民生活の安定と向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争については法による解決のための手続きを実施している。</li> <li>・このうち、相模原事務所は、商品の試験・検査及び全国の消費生活センターの相談員等への研修事業を実施している。</li> </ul>
<p>その機関の任務の性格上、東京圏にないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国から研修生が来所することから、東西南北いずこからもアクセスしやすい東京圏になれば、全国の大半の研修生が来所する際に非常に難渋することになる。</li> <li>・研修講師や相談・商品テストへのアドバイスをしてくれる専門家の約8割が東京近郊に在住しており、派遣や打合せが容易である。また、商品テストでは、電気や建築、医療などのあらゆる分野の専門家のアドバイスが必要となるが、相模原市にあってはそれが可能となる。さらに、研修についても、様々な専門講師により、一層効果的な研修実施が可能となる。</li> <li>・商品テストの結果に基づき、事業者指導を行う場合は、事業者の本社が多数あるため、東京圏にあることが望ましい。</li> </ul>
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年5月から研修施設の稼働が再開し、集中して研修を受講することが可能になるなど、県内の相談員や行政職員の資質向上に大きく貢献している（県内の受講者数 140名/3,000名）。また、移転があった場合、勤務体制や予算の関係上、研修受講者数を絞らなければならないため、相談対応の質の低下が考えられる。</li> <li>・研修施設の運営が軌道に乗ってきたところであり、また、宿泊施設、商品テストのための設備を有しており、これらを移転するには多額の費用が見込まれるだけでなく、現在の機能が維持される保証がない。</li> <li>・商品テスト部門は、複雑化する商品の問題を解決するために、大きな役割を果たしている。この商品テストを行う設備が、移転に伴い、機能縮小や廃止となった場合、消費者にとって大きな損失である。（県のテスト依頼:H26年1件、H27年1件）</li> <li>・相模原事務所の商品テスト機能を発揮するためには、迅速にアドバイスをする観点から、事業者の本社が多数立地し、連携が必要な各省庁が所在する東京圏にあることが必要である。研修機能の発揮のためには、交通利便性が良い東京圏にあることが適当である。また、資格を有する多数の相談員（現在約70名）を確保できるのは、東京圏に立地しているからである。</li> </ul>
<p>地域への波及効果・なぜその地域か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の高校等の授業や部活動による施設利用、商品テスト担当者等の講師派遣やアドバイスなど、地域との連携が始まるなど、今後の地域の波及効果が期待できる。</li> <li>・宿泊施設も有しており、研修受講者による交通機関や飲食店等の利用があり、地域経済の一定の波及がある。（H27年度研修参加者見込み 約5,000人）</li> </ul>

	神奈川県の見解
条件整備	<p>国民生活センターは、キャンプ淵野辺の跡地に、相模原市が地元優先利用、全面無償返還を求めたところ、国・県・市による分割利用とされ、国は国民生活センターの立地を決め、相模原市は国民生活センターの施設建設について条件を付して同意したものである。こうした経緯から、相模原市は基地問題と絡め、重大な問題と認識しているため、今後の条件整備が必要である。</p>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市は、同事務所について、市の消費者行政を進める上での重要拠点であるとし、神奈川県内や東京都などの人口規模の大きい当該地域の中核的な施設として、多くの住民の消費生活の安全・安心の確保に重要な役割を担っており、消費者行政の強化を推進している市の拠点性を高める施設として考えている。</li> <li>・また、昨年8月の提案締切時点では、同事務所は移転検討対象外とされたところだが、この度、急きょ移転検討対象とされ、相模原市は、手続き面に問題があるとして、今回の検討の動きに強く反発している。</li> </ul>

移転提案に関する検討シート（国民生活センター 相模原事務所）

	相模原市の見解
<p>検討対象機関の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人国民生活センター法」に基づき設置され、国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者被害の未然防止・拡大防止など、消費者問題における中核的機関としての役割を果たしており、総合的見地から国民生活に関する情報の収集・分析・提供及び調査研究を行うとともに、事業者指導のほか、重要消費者紛争については法による解決のための手続きを実施している。</li> <li>・このうち、相模原事務所は、国民生活センターの主たる事務所として本部機能を有しており、全国の消費生活センターからの依頼やセンター独自の判断に基づく商品の試験・検査及び全国の消費生活相談員や消費者行政職員等の能力・資質向上のための研修事業を実施している。</li> </ul>
<p>東京圏（相模原市）にある優位性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活に関する情報の迅速な収集・分析・提供を行うためには、消費生活センターなどの相談機能が集積し多くの情報を収集しやすい環境にあり、報道機関などの情報発信力が大きい東京圏にある必要がある。</li> <li>・全国から年間約5,000人の研修生が来所することから、東日本はもとより全国各地からもアクセスしやすい環境にある東京圏になれば、全国の大半の研修生が来所する際に時間的・金銭的な負担が増大してしまい、研修参加を諦めざるを得ない自治体も出てくることにもなり、相談員等の能力・資質向上に悪影響が出る。この点、本市は東京都心部から約40キロ圏に位置しており、東京駅や新宿駅、新横浜駅、羽田空港などからのアクセスが良いことや、市内には東名高速道路・中央自動車道・関越自動車道・東北自動車道を環状に繋ぐ首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジが2箇所あり、研修参加がしやすい交通環境にある。さらに平成39年に開業が予定されているリニア中央新幹線の神奈川県域の駅が橋本地区に設置されることが決定しており、交通アクセスの更なる向上が期待できる。 （参考：徳島空港との定期便は羽田空港と福岡空港に限られており、しかも福岡空港との定期便は1日1往復のみである。）</li> <li>・研修講師や相談・商品テストでのアドバイスをしてくれる専門家の約8割が東京近郊に在住しており、派遣や打合せが容易であることから、本市にあることにより、商品テストでは、電気や建築、医療などのあらゆる分野の専門家からの詳細なアドバイスを受けることが可能となるほか、研修についても、様々な専門講師により、より一層、相談員等の能力・資質の向上が図られる効果的な研修を行うことが可能となる。また、本市内や周辺地域には多くの大学が存在しており、こうした大学が有する専門知識の積極的な活用も可能である。</li> <li>・東京圏には事業者の本社機能が集積していることから、事業者の責任者に対して直接、商品テストの結果に基づくアドバイスを迅速に行うことができる。</li> </ul>

	相模原市の見解
<p>機関の任務に照らした成果の確保・向上、行政運営の効率の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年5月から研修施設の稼働が再開し、集中して研修を受講することが可能になり、アクセス面も良いことから、これまでの間、3,000人以上の研修生を受け入れており、全国の相談員や行政職員の能力・資質の向上に大きく貢献している。</li> <li>・研修施設の運営が軌道に乗ってきたところであり、今年度は約5,000人の受講者が見込まれる中で、仮に移転した場合には、先に述べた全国からのアクセス面や専門家による支援の面を考えると、研修機能の低下は避けられず、全国の相談員や行政職員の能力・資質の向上という施設の設置目的が達成できなくなる。また、再開のために要した施設整備経費が無駄になる。</li> <li>・商品テストについては、複雑化する商品の問題を解決し、事業者への改善を促すことにより、市民や国民が安全な商品を利用できる環境の構築に、大きな役割を果たしている。</li> <li>・この商品テストで使用する設備・機器については、国民の消費生活を守る立場のセンターとしては、公平性を確保する観点から、すべて自前で調達すべきであり、特定の事業者が所有する設備・機器を借用するなどして使用することはあってはならないことである。</li> <li>・仮に移転となった際には、当初から現在の機能が維持される保証はなく、すべての設備・機器を移設または新たに自前で設置する必要があり、それには莫大な経費がかかることは明らかである。</li> <li>・こうした点を踏まえると、主たる事務所として本来、本部機能を有している相模原事務所に東京事務所の機能を集約することも、設備・機器や研修、事業者指導などの機能の維持及び経費の抑制という点で効果的である。</li> </ul>
<p>地域への波及効果・なぜその地域か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は首都圏南西部の広域交流拠点都市として発展をしてきている。当該施設は、市内3箇所にある消費生活センターとともに、本市が消費者行政を進める上での重要な拠点であるとともに、神奈川県内や東京都などの近隣自治体を含めた人口規模の大きい当該地域の中核的な施設として、多くの住民の消費生活の安全・安心の確保に重要な役割を担っており、消費者行政の強化を推進している本市の拠点性を高める施設として効果が大きい。</li> <li>・また、当該施設は、宿泊施設を有していることから、年間約5,000人の研修受講者による地元飲食店等の利用などにより、地域経済の発展に寄与している。さらに、設置の際の条件である地域住民等への可能な限りの施設開放に関して、市民や近隣の高校、市内企業の利用に供しており、地域活動への貢献も大きい。</li> </ul>

	相模原市の見解
本市としての全体意見	<p>・そもそも、当該施設を現在地に設置をさせてほしいと要望をしてきたのは、当時、消費者問題の緊急課題の解決のために、研修施設や商品テストを行えるまとまった土地を探していた国である。</p> <p>・別紙に述べるとおり、米軍基地返還跡地という、基地負担を強いられてきた地元自治体にとっては市民や県民のために全面的に優先利用を行いたかった土地を、国の消費者問題の緊急課題の解決のために、地元優先利用を犠牲にして国の施策に協力する形で本市と神奈川県が施設の受け入れに同意をし、建設がされたという他の移転対象施設と大きく異なる経過があるにもかかわらず、地方創生の名のもとに、基地負担のない徳島県に移転させることは、当該施設の設置経緯を反故同然とし、本市と神奈川県が合意した内容で国が決定した跡地利用計画との整合性を崩し、地元優先利用を犠牲にして、国の施策に協力してきた地元の意思をないがしろにするものである。</p> <p>・また、先に述べたとおり、当該施設は相談員や行政職員等の能力・資質の向上と市民や国民が安全な商品を利用できる環境の構築に欠かせない施設であり、移転に伴う弊害・問題点を上回る必要性や効果があるとは思えない徳島県に移転することは、研修や商品テストの機能の低下は避けられず、市民や県民、国民の消費生活の安全確保の推進に大きな痛手となることは明らかである。</p> <p>・さらには、こうした経過やリスクがある中で、このたび、移転対象施設の方針が出される3月まで期間が限られるこの時期に当該施設が急遽、移転検討対象となったことは、本来、政府関係機関の移転検討において実施されるべき一連の手続きとはかけ離れており、こうした地元自治体を軽視した当該施設の移転は、必ず禍根を残すことになり、到底認められない。</p>

独立行政法人国民生活センター相模原事務所の設置経過

・当該施設については、昭和52年に国民生活センターから本市に対して、旧米陸軍キャンプ淵野辺返還跡地への研修・商品テスト施設建設について要望がされ、この要望に対して、永年の基地負担に苦しむ本市としては、当時、基地の全面無償返還による跡地の地元優先利用等を求める立場から、極めて重大な課題として認識をしていたが、国の緊急課題であった消費者問題の緊急性・重要性を考慮し、その課題解決を図るために、市議会や米軍基地返還促進市民協議会での何回にも亘る議論を経て、昭和53年に本件の受け入れについて、当時の「キャンプ淵野辺跡地利用計画構想」との調和を図ることや、地元市民への施設利用開放などを条件に同意をし、昭和55年の開設に至っている。

・当時は、基地の全面無償返還による跡地の地元優先利用等を求める本市や神奈川県と「三分割有償処分方式」を打ち出した国との間で跡地の利用計画に係る交渉が難航をしていたが、この同意による本施設の受け入れが、結果的には地元と国の歩み寄りを引き出し、「三分割有償処分」を基本とする地元の意向を踏まえた昭和57年の「キャンプ淵野辺返還跡地の利用計画」の決定に結びつき、その後の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）相模原キャンパスや東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館の設置に繋がるなど、本市が国の施策へ協力をしてきた経過がある。